

## ■寄付の税制優遇措置について

当法人（宇都宮市社協）は社会福祉法人（特定公益増進法人）です。

ぎんなん基金への寄付は、主たる目的である宇都宮市における地域福祉事業やボランティア活動振興などの社会福祉事業のために、有効活用させていただきます。

### 【税制優遇】

〔 所得税法第78条第2項第3号該当  
法人税法第37条第1項、法人税法第37条第4項該当 〕

区分	所得税		個人住民税 (栃木県・市町民税)
	所得控除	税額控除	税額控除
個人 〔宇都宮市内に 住所がある〕	○	×	○
個人 〔宇都宮市外に 住所がある〕	○	×	○ 注) 市町民税は、住所地の市町の 条例指定寄付金に該当するこ とが必要です。

法人	損金算入対象（限度額の範囲内）
----	-----------------

※詳細は、管轄の税務署にお問合せください。